

鶴ヶ島市介護保険運営審議会委員募集要項

市では、介護保険の適正かつ円滑な運営を行うため、介護保険運営審議会を設置しており、この審議会の委員は、保健、医療、福祉の専門家や被保険者の代表者で構成されています。現在の委員の任期が令和6年4月30日をもって満了することに伴い、被保険者を代表する委員を次のとおり公募します。

1 応募資格

鶴ヶ島市内に住所を有し、令和6年4月1日現在40歳以上の方で、高齢者福祉に関し、知識・経験・関心がある方。

ただし、鶴ヶ島市議会議員、鶴ヶ島市の各行政委員会委員、公務員は除きます。

2 募集人員

3人以内（選考により決定）

3 応募方法

鶴ヶ島市介護保険運営審議会委員応募申込書に必要事項を記入し、意見論文を添えて申込先へ郵送、又は持参してください。

4 意見・論文

「高齢者福祉や介護保険に関する意見」をA4判の用紙に記入してください。
（書式、文量（文字数）は自由です）

5 受付期間

令和6年2月13日（火）から3月15日（金）まで
平日：午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は3月15日必着）

6 審議会の内容

年間3～6回程度、介護保険制度の運営に関する重要事項について審議していただきます。
《審議内容》・介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直し等に関すること。
・地域包括支援センターの運営や地域密着型サービスに関すること。

7 任期

令和6年5月1日から令和9年4月30日まで（3年間）

8 報酬及び費用弁償

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づきお支払いします。

《問合せ・申込先》

〒350-2292（住所不要）
鶴ヶ島市役所 健康部 介護保険課
電話049-271-1111 内線191